

不要な文字を抹消

~~有 料 ・ 無 料~~
~~職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~
~~職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書 及 び 有 料 ・ 無 料 職 業 紹 介 事 業 許 可 証 書 換 申 請 書~~
~~有 料 ・ 無 料 ・ 特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 取 扱 職 種 範 圍 等 届 出 書~~
~~特 別 の 法 人 無 料 職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書~~

不要な表題を抹消

不要な文字を抹消

① 年 月 日

厚生労働大臣 殿

法人の場合は
法人の名称及び代表者の氏名を記載

(ふりがな)

②申請・届出者 氏名

者代
印表

「申請・」を抹消

法人にあつては
代表取締役の印

1、6、8の全文を抹消

- ~~1. 職業安定法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の4第3項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~3. 職業安定法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~4. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~
- ~~5. 職業安定法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
- ~~6. 職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。~~
7. 職業安定法第33条第4項において準用する法第33条の3第2項において準用する第32条の12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- ~~8. 職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。~~

有料紹介の場合は抹消 以下、不要な文字を抹消

記

③許可・届出番号		
④氏名又は名称 <small>(ふりがな)</small>		法人の登記簿謄本記載の名称及び住所を記載
⑤所 在 地 <small>(ふりがな)</small>		〒 □□□ - □□□□ □□□□ 電話 ()
⑥事業所	名称 <small>(ふりがな)</small>	
	所在地 <small>(ふりがな)</small>	ビル名、階数まで記載
⑦変 更 事 項		
⑧変 更 前		記載しない
⑨変 更 後		

⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	(取扱職種・取扱地域を限定しない場合の例) ・国内 } ※限定する場合は、具体的に記載する。 ・全職種 } ・若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者からの学校卒業見込者等であることを条件とした求人は、取り扱わない。	
⑪変更(廃止)年月日		
⑫職業紹介責任者	氏 名 記載しない	住 所
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由		
⑭備 考	担当者職名、氏名、連絡先を記載	

~~なお、代表者については、職業安定法第32条第1項各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと、職業紹介責任者については、未成年者に該当せず、かつ、同法第32条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないことを誓約します。← 全文を抹消~~